

第 8 次静岡県保健医療計画の中間見直し

(医療局医療政策課)

1 医療計画の中間見直しについて

都道府県は医療法の規定に基づき、医療計画の計画期間の中間である 3 年ごとに、調査、分析及び評価等を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更する。

2 第 8 次静岡県保健医療計画（現行計画）の概要

計 画 期 間	2018 年度（平成 30 年度）から 2023 年度までの 6 年間（3 年経過後に見直し） ※中間見直しは 2020 年度（令和 2 年度）に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策を優先するため、2021 年度（令和 3 年度）に期限を延長
2 次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域（県下 8 医療圏）
医療連携体制の構築	6 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患） 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）） 在宅医療（訪問診療の促進、訪問看護の充実、歯科訪問診療の促進、かかりつけ薬局の促進、介護サービスの充実）
圏域別計画	医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の状況に応じて、6 疾病 5 事業及び在宅医療に関する圏域別の計画を策定。
そ の 他	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けた取組、 医療機関の機能分担と相互連携、地域包括ケアシステムの構築 ほか

3 第 8 次静岡県保健医療計画中間見直し協議スケジュール

- ・在宅医療は、長寿社会保健福祉計画と整合性を保つため、令和 2 年度中に見直しを実施済
- ・在宅医療以外の項目については、令和 3 年度中に見直しを実施
- ・**圏域別計画の中間見直しについては、新型コロナウイルス感染拡大への保健所の対応状況を踏まえ、昨年度策定済みの「在宅医療」を除く項目の実施を見送る。なお、圏域別計画で中間見直しを行わない項目については、本体計画の中で必要に応じて言及することとする。**

区分	医療計画中間見直し					備考
	骨子案 素案（一部）	素案	パブリック コメント 関係団体法 定意見聴取 （1 月）	最終案	計画策定 （3 月末）	
医療対策 協議会	第 1 回 （7/26）	第 2 回 （11/24）		第 3 回 （3/11）		（各疾病・事業等） 各種専門協議会等 において検討
医療審議会	第 1 回 （8/25）	第 2 回 （12/22）		第 3 回 （3/22）		

4 中間見直しの主な視点（疾病事業等）

①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえた見直し

- ・ 5 疾病 5 事業及び在宅医療の必要となる医療機能と指標

〔 循環器病対策基本法を踏まえた脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患に関する医療体制の見直し
小児の訪問診療を実施している診療所・病院数、成育過程を踏まえた医療提供体制の検討 〕

※ 2 次保健医療圏の設定、基準病床数は見直しを行わない。

②感染症対策

- ・ 国においては次期計画（2024 年度～2029 年度）から「事業」に追加することとしている。
- ・ 本県においては、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症以外の新興・再興感染症が発生することを見据えて、必要な医療提供体制について、検討する。

③関連する他計画との整合

- ・ 令和 3 年度に実施される静岡県総合計画の見直しに併せて、数値目標を総合計画の指標と連動させている項目等を見直す。
- ・ 現行計画策定後に策定した分野別計画との整合を図る。

④本県の現状を踏まえた見直し

- ・ 保健医療計画の数値目標に対する進捗状況を踏まえ、改善傾向が見られない項目については、その要因を分析した上、取組内容等を見直し、計画に反映する。
- ・ 計画策定時から状況変化しているものについて、時点更新する。

対 照 表

第8次静岡県保健医療計画目次

<全県版>

第1章 基本的事項	●.....▶
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 基本理念	
第3節 計画の位置付け	
第4節 計画の期間	
第5節 2025年に向けた取組	
第6節 地域包括ケアシステムの構築	

第2章 保健医療の現状と課題	●.....▶
第1節 人口	
第2節 受療動向	
第3節 医療資源	

第3章 保健医療圏	
第1節 保健医療圏の設定の基本的考え方	
第2節 保健医療圏の設定	
1 2次保健医療圏	
2 3次保健医療圏	
第3節 基準病床数	

第4章 地域医療構想	
第1節 構想区域	
第2節 2025年の必要病床数、在宅医療等の必要量▶
第3節 実現に向けた方向性	
第4節 地域医療構想の推進体制	

第5章 医療機関の機能分担と相互連携	
第1節 医療機関の機能分化と連携	
第2節 プライマリケア	
第3節 地域医療支援病院の整備	
第4節 公的病院等の役割	●.....▶
1 公的病院等の役割	
2 公立病院改革への対応	
3 県立病院	
(1) 県立静岡がんセンター	
(2) 地方独立行政法人静岡県立病院機構	
第5節 医療機能に関する情報提供の推進	
第6節 病床機能報告制度	

第6章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築	●.....▶
第1節 疾病又は事業ごとの医療連携体制	
第2節 疾病	
1 がん	
2 脳卒中	
3 急性心筋梗塞	
4 糖尿病	
5 肝炎	
6 精神疾患	
第3節 事業	
1 救急医療	
2 災害時における事業	
3 へき地の医療	
4 周産期医療	
5 小児医療(小児救急医療を含む。)	
第4節 在宅医療	
1 在宅医療の提供体制	
2 在宅医療のための基盤整備	
(1) 訪問診療の促進	
(2) 訪問看護の充実	
(3) 歯科訪問診療の促進	
(4) かかりつけ薬局の促進	
(5) 介護サービスの充実	

第7章 各種疾病対策等	
第1節 感染症対策	●.....▶
第2節 結核対策	
第3節 エイズ対策	
第4節 難病対策	
第5節 認知症対策	●.....▶
第6節 アレルギー疾患対策	●.....▶
第7節 臓器移植対策	
第8節 血液確保対策	
第9節 治験の推進	
第10節 歯科保健医療対策	

第8章 医療従事者の確保	
第1節 医師	●.....▶
第2節 歯科医師	
第3節 薬剤師	
第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)	●.....▶
第5節 その他の保健医療従事者	
第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター	●.....▶
第7節 介護サービス従事者	

第9章 医療安全対策の推進	
---------------	--

第8次静岡県保健医療計画(中間見直し)目次(案)

第1章 基本的事項	
第1節 計画見直しの趣旨	
第2節 計画の期間	
第3節 中間見直し内容の概要及び位置付け	

第2章 保健医療の現状と課題	
第1節 人口	
第2節 受療動向	
第3節 医療資源	

第3章 地域医療構想【R2年度見直し済】	
第2節 在宅医療の必要量	

第4章 医療機関の機能分担と相互連携	
1 公的病院等の役割	
※新興感染症対策の検討を踏まえて記載	

第5章 疾病又は事業及び在宅医療ごとの医療連携体制の構築	
第1節 疾病又は事業ごとの医療連携体制	
第2節 疾病	
1 がん	
2 脳卒中	
3 急性心筋梗塞	
4 糖尿病	
5 肝炎	
6 精神疾患	
第3節 事業	
1 救急医療	
2 災害時における事業	
3 へき地の医療	
4 周産期医療	
5 小児医療(小児救急医療を含む。)	
第4節 在宅医療【R2年度見直し済】	
1 在宅医療の提供体制	
2 在宅医療のための基盤整備	
(1) 訪問診療の促進	
(2) 訪問看護の充実	
(3) 歯科訪問診療の促進	
(4) かかりつけ薬局の促進	
(5) 介護サービスの充実	

第6章 各種疾病対策等	
第1節 新興感染症対策(追加)	
(第2節 結核対策)	
(第3節 エイズ対策)	
第4節 その他の感染症	
(第5節 難病対策)	
第6節 認知症対策【R2年度見直し済】	
第7節 地域リハビリテーション(新規)【R2年度見直し済】	
※アレルギー疾患対策 以下省略	

第7章 医療従事者の確保	
第1節 医師(医師確保計画の反映)	
第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)	
第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター	

第8次静岡県保健医療計画目次

第10章 健康危機管理対策の推進
 第1節 健康危機管理体制の整備
 第2節 医薬品等安全対策の推進
 1 医薬品等の品質確保と適正使用の推進
 2 麻薬・覚せい剤等に対する薬物乱用防止対策
 第3節 食品の安全衛生の推進
 第4節 生活衛生対策の推進

第11章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進
 第1節 健康寿命の延伸
 1 県民の生涯を通じた健康づくり
 (1)健康経営の推進による健康づくり
 (2)特定健康診査・特定保健指導等の促進
 (3)食育による健康づくりの推進
 (4)たばこ対策の推進
 2 科学的知見に基づく健康施策の推進 ●
 第2節 高齢化に伴い増加する疾患等対策
 第3節 高齢者保健福祉対策
 第4節 母子保健福祉対策
 第5節 障害者保健福祉対策
 第6節 保健施設の機能充実 ●
 1 保健所(健康福祉センター)
 2 発達障害者支援センター
 3 精神保健福祉センター
 4 静岡県総合健康センター
 5 環境衛生科学研究所
 6 市町保健センター
 第7節 地域医療に対する住民の理解促進

第12章 計画の推進方策と進行管理
 第1節 計画の推進体制
 第2節 数値目標等の進行管理
 第3節 主な数値目標等 ●

第8次静岡県保健医療計画(中間見直し)目次(案)

第8章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進

静岡社会健康医学大学院大学(追加)

1 保健所(健康福祉センター)
 ※新興感染症対策の検討を踏まえて記載

第9章 計画の推進方策と進行管理
 第3節 主な数値目標等

＜2次保健医療圏版＞

第1章 第8次静岡県保健医療計画と「2次保健医療圏版」
 1 「2次保健医療圏版」作成の趣旨
 2 「2次保健医療圏版」を作成する単位
 3 「2次保健医療圏版」の記載内容
 4 指標から見る各医療圏の状況

第2章 2次保健医療圏における計画の推進 ●
 1 賀茂保健医療圏
 2 熱海伊東保健医療圏
 3 駿東田方保健医療圏
 4 富士保健医療圏
 5 静岡保健医療圏
 6 志太榛原保健医療圏
 7 中東遠保健医療圏
 8 西部保健医療圏

第10章 2次保健医療圏における計画の推進
 —1 賀茂保健医療圏
 —2 熱海伊東保健医療圏
 —3 駿東田方保健医療圏
 —4 富士保健医療圏
 —5 静岡保健医療圏
 —6 志太榛原保健医療圏
 —7 中東遠保健医療圏
 —8 西部保健医療圏

↑

コロナウイルス感染拡大への対応を踏まえ、
 2次医療圏版の見直しは実施しない。